

○総務省訓令第49号

登録免許税関係事務処理要領を次のとおり定める。

平成15年3月31日

制 定	平成13年	1月	6日	訓令	第73号
全部改正	平成15年	3月	31日	訓令	第49号
最終改正	平成30年	7月	20日	訓令	第20号

登録免許税関係事務処理要領

この要領は、登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「法」という。）等の規定に基づき、情報流通行政局長若しくは総合通信基盤局長（以下「局長」という。）、サイバーセキュリティ統括官、大臣官房総括審議官（情報通信担当）（以下「局長等」という。）又は各総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長（以下「総合通信局長」という。）が所掌する事務のうち、法別表第1第51号から第55号まで、第59号及び第117号に規定する登録、認定、免許又は許可（以下「免許等」という。）に係る登録免許税に関する事務処理について定める。

（納付の期限）

第1条 法第24条第2項及び法第24条の2第2項の規定により定める登録免許税の納付の期限は、免許等をする日から1月を経過する日とする。

2 法第27条第1号の規定により定める登録免許税の納付の期限は、免許等を行う日とする。

（免許等をした場合の措置）

第2条 法第24条第1項の規定により前条第1項の期限までに登録免許税を納付することとなる免許等をしたときは、別表第1号様式の通知書に、別表第2号様式の登録免許税納付届及び国税収納金整理資金に係る納付書・領収証書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第1号書式の書類をいう。）を添えて同項の納付の期限を当該免許等を受けた者（以下「免許人等」という。）に通知する。

2 総合通信局長は、前項の書類（国税収納金整理資金に係る納付書・領収証書を除く。）の写し（原本と相違ない旨の証明を付するものとする。）を添えて当該免許等の申請手数料の額（無線局の免許又は登録に限る。）及び免許人等の住所（法人であるときはその本店又は主たる事務所の所在地）を速やかに局長に報告するものとする。

（納付の確認）

第3条 免許等をするとき（法第24条第1項の規定により第1条第1項の期限までに登録免許税を納付することとなる免許等については、免許人等から法第24条第1項の規定により登録免許税納付済みの領収証書を貼付した登録免許税納付届又は法第24条の2第1項の規定に基づき納付情報により納付をした旨記載された登録免許税納付届の提出があったとき）は、法第25条の規定により当該免許等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認する。

2 総合通信局長は、前項の確認の結果及び登録免許税納付届の受付の日を局長に報告するものとする。法第26条第2項の規定により不足額に係る領収証書が提出された場合も同様とする。

（領収証書の額が法の規定に従っていなかったときの措置）

第4条 法第25条の規定による確認を行った結果、領収証書に記載された登録免許税の額が法の規定に従っていなかったときは、次の各号のいずれかにより処理するものとする。

（1）不足するときは、法第26条第1項の規定に基づき別表第3号様式により免許等の申請をした者又は免許人等に通知する。

（2）過大であるときは、法第31条第1項の規定に基づき別表第4号様式により、免許等の申請をした者又は免許人等の当該登録免許税に係る法第8条第2項の規定による納税地の所轄税務署長に通知するとともに、通知した事項を局長に報告する。

（登録免許税を納付してした申請の却下又は取下げの場合の措置）

第5条 前条第2号の規定は、法第31条第1項第1号又は第2号に該当する事実があるときに準用する。

2 法第31条第3項の申出があったときは、領収証書又は印紙を再使用させることが適当でないとする特別の事情がある場合を除き、再使用することができる証明をするものとする。

3 前項の規定により再使用することができる証明をした領収証書又は印紙について、法第31条第5項の規定による登録免許税の還付を受けたい旨の申出があったときは、前条第2号の規定により処理するものとする。

（未納等の場合の措置）

第6条 登録免許税の納付の期限後において、免許等を受けた者が法第21条若しくは法第22条（法第24条の2第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、法第24条第1項、法第24条の2第1項又は法第26条第2項から第4項までの規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知ったときは、法第28条第1項の規定に基づき、遅滞なく第4条第2号の所轄税務署長に対し、別表第5号様式により通知する。

2 総合通信局長は、前項の所轄税務署長に通知した事項を局長に報告するものとする。

(過誤納の場合の還付請求に関する措置)

第7条 免許等を受けた者から法第31条第2項の規定により同条第1項に規定する過誤納の額に関する通知をすべき旨の請求があったときは、第4条第2号の規定により処理するものとする。

(局長への報告の宛先)

第8条 第2条第2項、第3条第2項、第4条第2号及び第6条第2項の規定における局長への報告の宛先は、免許等の主管課（本省内部部局のうち、免許等を行う課室をいう。以下同じ。）とする。

(関係書類の保存年数)

第9条 免許等の申請をした者又は免許人等から提出された書類の保存年数は、5年間（第3条第1項の登録免許税納付届については、納付の期限から5年間）とする。

(総合通信局等における処理担当部課等)

第10条 総合通信局等における登録免許税の納付等に関する事務処理は、免許等の処理を行った担当課等において行うものとする。

(財務大臣への納付額の通知)

第11条 法第32条の規定により財務大臣へ通知する納付額は、その年の前年4月1日からその年3月31日までの期間内にした免許等に係る納付すべき登録免許税の額とし、当該通知をする日までに当該納付すべき登録免許税の額の全部又は一部が納付されていないものがあるときは、当該登録免許税の額の次にその旨及び額を付記するものとする。

(主管課等からの情報流通行政局総務課への通知)

第12条 免許等の主管課は、第2条第2項、第3条第2項、第4条第2号及び第6条第2項の規定による報告を受けた場合には、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期間内における納付すべき登録免許税の額及び当該登録免許税に係る件数又は局数等を取りまとめるとともに、主管課において免許等をした場合は、当該免許等に係るものと併せて別表第6号様式により、登録免許税の納付状況についてその年の6月末日までに情報流通行政局総務課へ通知（総合通信基盤局の免許等の主管課においては、総務課を経由して通知）するものとする。

2 情報流通行政局総務課は、前項の通知に基づき、法第32条に規定する財務大臣への通知に関する事務を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年3月31日までになされた有線テレビジョン放送施設の設置の許可の申請に対し平成18年4月1日以後に許可をした場合における別表第2号様式に記載する納付すべき登録免許税の額は、別表第2号様式注3の規定にかかわらず、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第1第58号に定める額と所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第61条第3項（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなされる手数料の額との差額を記載するものとする。
- 3 平成18年3月31日までになされた特定認証業務の認定又は外国における特定認証業務の認定の申請に対し平成18年4月1日以後に認定をした場合は、法第24条第1項の規定により改正後の第1条に規定する期限までに登録免許税を納付することとなる免許等に係る登録免許税に関する事務処理に準じて処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年7月4日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、総務省組織令の一部を改正する政令（平成30年政令第209号）の施行の日から施行する。ただし、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定に係る規定は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）附則第1条柱書きに規定する施行の日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に別表第2号様式による通知を受けた免許人等については、この訓令の施行後も、なお従前の例によることができる。

別表第1号様式（第2条第1項関係）

長
辺

第 号 年 月 日
(免 許 人 等) 殿
局長又は総合通信局長 印
登録免許税の納付に関する通知書
年 月 日付けで申請のあった無線局（ ）（注1）の開設（注2）については、 年 月 日付け 第 号により免許（注3）を行いました。当該免許（注3） に関して、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の定めるところにより登録免許 税が課されることになりました。
つきましては、当該税を「国税収納金整理資金に係る納付書・領収証書」（注4）に より、収納機関（日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、郵便局（簡易郵便 局を除く。）又は納税地を所轄する税務署）に納付し、当該納付に係る領収証書を別添 の登録免許税納付届に貼り付けて 年 月 日までに総務省（注5）に提出しなけれ ばならないので通知します。
なお、電子情報処理組織を使用して免許等の申請を行った場合は、上記による納付 のほか、納付情報により登録免許税の納付を行うことができます。この場合は、登録 免許税納付届への領収書の貼付に代え、その旨を記載願います。（注6）

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 括弧内には、設置場所の都道府県及び市区町村（放送局にあつては、放送しようとする地域内の主要都市。ただし、放送しようとする地域内の主要都市が東京都内となる場合は「東京都」）の名称を記載すること。

2 「無線局（ ）の開設」の箇所については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、右欄に掲げるとおり記載すること。

電気通信事業者の場合	電気通信事業者の登録 電気通信事業者の変更登録
認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の場合	認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定
登録講習機関の場合	登録講習機関の登録
登録認定機関の場合	登録認定機関の登録
登録送信適正化機関の場合	登録送信適正化機関の登録

無線局の登録の場合	無線局の登録
無線設備等の検査又は点検に係る事業者の場合	無線設備等の検査又は点検に係る事業者の登録
外国における無線設備等の点検に係る事業者の場合	外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録
登録証明機関の場合	登録証明機関の登録
登録周波数終了対策機関の場合	登録周波数終了対策機関の登録
認定基幹放送事業者の場合	認定基幹放送事業者の認定
登録一般放送事業者の場合	登録一般放送事業者の登録
	登録一般放送事業者の変更登録
認定放送持株会社の場合	認定放送持株会社の認定
一般信書便事業の場合	一般信書便事業の許可
特定信書便事業の場合	特定信書便事業の許可

- 3 「免許」の箇所については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、右欄に掲げるとおり記載すること。

電気通信事業者、登録講習機関、登録認定機関、登録送信適正化機関、無線局の登録、無線設備等の検査、無線設備等の点検に係る事業者、外国における無線設備等の点検に係る事業者、登録証明機関、登録周波数終了対策機関又は登録一般放送事業者の場合	登録
認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会、認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社の場合	認定
一般信書便事業又は特定信書便事業の場合	許可

- 4 当該納付書・領収証書の税目欄（登録免許と記載すること。）、年度欄（納付の期限となる日の属する会計年度を記載すること。）、税務署名欄（当該登録免許税に係る免許等事務を行う本省又は総合通信局等の所在地に係る所轄税務署名を記載すること。）、本税欄及び合計額欄（法別表第1に定める額をアラビア数字で記載するとともに、その数字の前に「¥」記号を付すこと。）について記載の上、添付すること。
- 5 通知を行う主管課の名称又は総合通信局等の名称を併せて記載すること。
- 6 電子情報処理組織を使用しないで免許等の申請を行った場合は、この段落の記載を削ることができる。

別表第2号様式（第2条第1項関係）

登録免許税納付届	
年 月 日	
総 務 大 臣 殿	
長 辺	住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては名称及び代表者名） 印 （氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人の場合は、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
	下記のとおり登録免許税を納付しましたので、届け出ます。
記	
1 納付の期限 年 月 日（注1）	
2 納付すべき登録免許税の額（注1及び2）	
3 免許等の年月日及び番号（注1）	
4 免許等の種別又は種類（注1）	
5 無線局の設置場所名（注1及び3）	
登録免許税納付領収書貼り付け箇所又は電子納付を行った場合の記載事項 年 月 日に電子納付しました。 納付番号 □□□□-□□□□-□□□□-□□□□	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 1から5までの事項及び納付番号（電子情報処理組織を使用して免許等の申請を行った場合に限る。）は、主管課又は総合通信局等で記載すること。
- 2 納付すべき登録免許税の額の欄は、法別表第1に定める額を基に記載すること。
- 3 無線局の免許又は登録の場合に限り、都道府県及び市区町村（放送局にあつては、放送しようとする地域内の主要都市。ただし、放送しようとする地域内の主要都市が東京都内となる場合は「東京都」）の名称を記載すること。

別表第3号様式（第4条第1号関係）

長
辺

第 号
年 月 日

（免許等の申請をした者又は免許人等） 殿

局長等又は総合通信局長 印

登録免許税の不足に関する通知書

年 月 日付けで貴殿から提出された登録免許税の額は、国税に関する法律の規定に従っていないので、総務省において認定した登録免許税の額 円（注2）を登録免許税法（昭和42年法律第35号）第26条第1項の規定により通知します。

なお、同条第2項の規定により、不足額 円に相当する登録免許税を収納機関（日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、郵便局（簡易郵便局を除く。）又は納税地を所轄する税務署）に遅滞なく納付し、当該納付に係る領収書を総務省（注2）に提出しなければならないことを申し添えます。

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注1 認定した登録免許税の額の欄は、法別表第1に定める額を基に記載すること。

2 通知を行う主管課又は総合通信局等の名称を併せて記載すること。

第 号
年 月 日

（所轄税務署長） 殿

局長等又は総合通信局長 印

長

登録免許税の過誤納に関する通知書

辺

下記のとおり納付した登録免許税の額が 円の過誤納となっているので、登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により通知します。

記

第1号

1 過誤納の理由 法第31条第1項第2号（注1）

第3号

2 過誤納の事実に該当することとなった日 年 月 日（注2）

3 過誤納となった登録免許税の納付方法 法 第21条
第24条第1項（注1）
第24条の2第1項
第26条第2項

4 過誤納となった登録免許税を納付した収納機関の名称

5 法第8条第1項に規定する登記官署等の名称及び所在地（注3）

6 免許等の申請をした者 の氏名又は名称
免許人等

7 法第8条第2項の規定による納税地

8 法第31条第2項に規定する請求の趣旨及び請求のあった日（注4）

9 8の請求に係る登録免許税の還付場所として希望する銀行（還付のため振込みを希望する預貯金口座があるときは、当該口座を含む。）又は郵便局の名称及び所在地（注4及び5）

短

辺

（日本工業規格A列4番）

注1 該当しない条項等は削除すること。

2 免許等の日を記載し、次に括弧をもって当該登録免許税の納付の期限を記載する

こと。

- 3 通知を行う主管課又は総合通信局等の名称及び所在地を記載すること。
- 4 法第31条第2項の規定により同条第1項の通知をする場合に限り記載すること。
- 5 請求書に基づき記載すること。

第 号
年 月 日

（所轄税務署長） 殿

局長等又は総合通信局長 印

長

登録免許税の未納等に関する通知書

辺

下記の者は、登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「法」という。）の定めるところにより登録免許税を納付しなければならない者ですが、納付期限を経過した

現在において、法第21条
第22条
第24条第1項 の規定により納付すべき登録
第24条の2第1項
第26条第2項、第3項及び第4項

免許税の額の 全部
一部 を納付していないので、法第28条第1項の規定により下記のと

おり通知します。（注1）

記

1 登記等（注2）の区分及び明細

本件登記等は、法別表第1第54号（1）に規定する無線局の免許（注3）です。

無線局は、 放送局
放送局以外の無線局 局数
です。（注1） 件数（注4）

2 登記等（注2）に係る課税標準

3 納付すべき登録免許税の額（注5）

4 3の額のうち未納等の金額

5 納付の期限 年 月 日

6 登記等（注2）を受けた者の氏名又は名称

7 法第8条第1項に規定する登記官署等の名称及びその所在地（注6）

8 法第8条第2項の規定による登録免許税の納税地

9 その他参考事項

「収納機関番号」□□□□□（注7）

「納付番号」 □□□□-□□□□-□□□□-□□□□ (注7)

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 該当しない条項等は削除すること。

2 登記等とは、法第2条に規定するものをいう。

3 「法別表第1第54号(1)に規定する無線局の免許」の箇所については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、右欄に掲げるとおり記載すること。

電気通信事業者の場合	法別表第1第51号(1)に規定する電気通信事業者の登録 法別表第1第51号(1)に規定する電気通信事業者の変更登録
認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の場合	法別表第1第51号(2)に規定する認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定
登録講習機関の場合	法別表第1第51号(3)に規定する登録講習機関の登録
登録認定機関の場合	法別表第1第51号(4)に規定する登録認定機関の登録
登録送信適正化機関の場合	法別表第1第52号に規定する登録送信適正化機関の登録
認定認証事業者の場合	法別表第1第53号(1)に規定する認定認証事業者の認定
認定外国認証事業者の場合	法別表第1第53号(2)に規定する認定外国認証事業者の認定
認定電子委任状取扱事業者の認定	法別表第1第53号の2に規定する認定電子委任状取扱事業者の認定
無線局の登録の場合	法別表第1第54号(2)に規定する無線局の登録
無線設備等の検査又は点検に係る事業者の場合	法別表第1第54号(3)に規定する無線設備等の検査又は点検に係る事業者の登録
外国における無線設備等の点検に係る事業者の場合	法別表第1第54号(4)に規定する外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録
登録証明機関の場合	法別表第1第54号(5)に規定する登録証明機関の登録
登録周波数終了対策機関の場合	法別表第1第54号(6)に規定する登

	録周波数終了対策機関の登録
認定基幹放送事業者の場合	法別表第1第55号(1)に規定する認定基幹放送事業者の認定
登録一般放送事業者の場合	法別表第1第55号(2)に規定する登録一般放送事業者の登録
	法別表第1第55号(2)に規定する登録一般放送事業者の変更登録
認定放送持株会社の場合	法別表第1第55号(3)に規定する認定放送持株会社の認定
一般信書便事業の場合	法別表第1第59号(1)に規定する一般信書便事業の許可
特定信書便事業の場合	法別表第1第55号(2)に規定する特定信書便事業の許可
国外適合性評価事業の場合	法別表第1第117号に規定する国外適合性評価事業の認定

- 4 法別表第1に規定する課税標準の欄に掲げる場合に応じ、記載すること。
- 5 納付すべき登録免許税の額の欄は、法別表第1に定める額を基に記載すること。
- 6 通知を行う主管課又は総合通信局等の名称及び所在地を記載すること。
- 7 電子情報処理組織を使用して免許等の申請を行った場合は、収納機関番号、納付番号を記載すること。

別表第6号様式（第12条関係）

長
辺

	第 号 年 月 日					
情報流通行政局 総務課長 殿	主管課長					
登録免許税の納付について（通知）						
標記について、下記のとおり通知するのでよろしく取り計らい願います。						
記						
事業者名	種別 (種類)	申請年月日	免許等年月 日	納付年月日	納付税額	備考
合 計	件				円	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 種別（種類）欄は、「電気通信事業者の登録」、「電気通信事業者の変更登録」、「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定」、「登録講習機関の登録」、「登録認定機関の登録」、「登録送信適正化機関の登録」、「認定認証事業者の認定」、「認定外国認証事業者の認定」、「認定電子委任状取扱事業者の認定」、「放送局の免許」、「放送局以外の無線局の免許」、「無線局の登録」、「無線設備等の検査又は点検に係る事業者の登録」、「外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録」、「登録証明機関の登録」、「登録周波数終了対策機関の登録」、「認定基幹放送事業者の認定」、「登録一般放送事業者の登録」、「登録一般放送事業者の変更登録」、「認定放送持株会社の認定」、「一般信書便事業の許可」、「特定信書便事業の許可」又は「国外適合性評価事業の認定」を記載すること。

2 財務大臣へ通知をする日までに納付すべき登録免許税額の全部又は一部が納付されていないものがあるときは、備考欄にその旨及び納付されていない額を記載すること。